平成２３年（フ）第１６４９号
高知市朝倉南町３―63、住民票上の住所大阪市北区池田町１番２―1048号　ローレルハイツ北天満
破産者　湊　　雅俊
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０９６号
大阪市浪速区幸町２－４－４　アールメゾン道頓堀801号室
破産者　元松　龍也
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５６０号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1000番地22
破産者　山本喜代光
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５７０号
京都府八幡市欽明台西39番地４
破産者　小川　一洋
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９３１号
大阪市此花区梅香１丁目15番20号　大方工務店
破産者　大方　　貢
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９９１号
大阪市住吉区庭井２丁目４番20号、開始決定時住所大阪府豊中市末広町１丁目３番25―304号
破産者　第一化成品社こと　前田　征次
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０５８号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目７番２―1001号
破産者　木寺　玄太
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１３４号
大阪市旭区新森３丁目７番20号
破産者　丸山眞治子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３４８号
大阪市生野区巽中１丁目８番６―303号、開始決定時の住所大阪市生野区巽中１丁目８番６―302号
破産者　樋口真理子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３９２号
大阪府吹田市千里山西６丁目62番Ａ―909号
破産者　菊池　成江
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０２９号
大阪府高槻市西町１番７号　４棟103号
破産者　上原　明善
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０３２号
堺市堺区中三国ヶ丘町３丁１番７号
破産者　佐々木靖子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
堺市南区三原台１丁３番２―101号
破産者　石井　幸子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４９８号
堺市堺区桜之町西２丁２番12号
破産者　日置　勝美
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２６７号
神戸市長田区腕塚町２丁目１番10号
破産者　きしもと商店こと　岸本ミヤ子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５９号
兵庫県尼崎市高田町13番11号、前住所大阪市淀川区加島３丁目11番53―1207号
破産者　溝杭　邦久
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９０２号
大阪市淀川区加島１丁目57番１―203号、前住所兵庫県尼崎市長洲東通１丁目５番27号
破産者　美根　久義
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係